

(学校教育法施行規則の一部を改正する省令の一部改正)
 第十条 学校教育法施行規則の一部を改正する省令(昭和二十九年文部省令第二十九号)の一部を次のように改正する。
 附則第二項中、「第八条及び第九条」を、「第二十条及び第二十一条」に改める。

(大学設置基準の一部改正)
 第十一条 大学設置基準(昭和三十一年文部省令第二十八号)の一部を次のように改正する。
 第六条第一項中、「第五十三条ただし書」を、「第八十五条ただし書」に改める。
 第四十四条(見出しを含む)中、「第六十八条」を、「第百三条」に改める。

(幼稚園設置基準の一部改正)
 第十二条 幼稚園設置基準(昭和三十一年文部省令第三十二号)の一部を次のように改正する。
 第五条第一項中、「教諭一人を」と、「主幹教諭 指導教諭又は教諭(次項において「教諭等」という。)を一人」に改め、同条第二項中、「前項の教諭」を、「教諭等」に、「教頭」を、「副園長又は教頭に改め、これに」を削り、同条第三項中、「置く教諭」を、「置く主幹教諭、指導教諭、教諭」に、「教頭」を、「副園長、教頭、主幹教諭、指導教諭」に、「一人を」と、「一人」に改める。

第十三条 学校保健法施行規則(昭和三十三年文部省令第十八号)の一部を次のように改正する。
 目次中、「児童、生徒、学生及び幼児」を、「幼児、児童、生徒及び学生」に改める。
 第二節の節名を次のように改める。
 第二節 幼児、児童、生徒及び学生の健康診断

第三条第一項中、「行なう」を、「行う」に改める。
 第五条第六項中、「ただし」の下に、「幼稚園(特別支援学校の幼稚部を含む。以下この条において同じ。)の全幼児」を加え、大学の全学生並びに幼稚園(特別支援学校の幼稚部を含む。以下この条において同じ。)の全幼児」を、「並びに大学の全学生」に改め、同条第八項中、「行なう」を、「行う」に改める。
 第六条第一項、第三項及び第四項中、「児童、生徒、学生又は幼児」を、「幼児、児童、生徒又は学生」に改める。
 第七条第一項中、「児童、生徒又は幼児」を、「幼児、児童又は生徒」に、「第二十一条第一項」を、「第十六条」に改める。
 第八条の二中、「行なう」を、「行う」に、「児童、生徒、学生又は幼児」を、「幼児、児童、生徒又は学生」に改める。
 第二十一条第四号、第二十二條第一項及び第二十二條の五第一項中、「児童、生徒、学生又は幼児」を、「幼児、児童、生徒又は学生」に改める。
 第一号様式(注)4中、「淋瀝芽生」を、「淋瀝芽生」に改め、同様式(注)14中、「黴疹陰嚙」を、「黴疹陰嚙」に改める。

(義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行規則の一部改正)
 第十四条 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行規則(昭和三十三年文部省令第二十一号)の一部を次のように改正する。
 第二条第三項中、「第五十一条の十」を、「第七十一条」に改める。
 (技能教育施設の指定等に関する規則の一部改正)
 第十五条 技能教育施設の指定等に関する規則(昭和三十七年文部省令第八号)の一部を次のように改正する。
 第五条第一項中、「第四十五条の二」を、「第五十五条」に改める。
 (学校教育法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正)
 第十六条 学校教育法施行規則等の一部を改正する省令(昭和三十三年文部省令第二十八号)の一部を次のように改正する。

附則第一項中、「以下「新法」という。」を削り、「行なう」を、「行う」に改める。
 附則第三項中、「新法第四十五条第一項」を、「学校教育法第五十四条第一項」に改める。

(高等学校通信教育規程の一部改正)
 第十七条 高等学校通信教育規程(昭和三十七年文部省令第三十二号)の一部を次のように改正する。
 第五条第一項中、「教頭」を、「副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭」に改める。
 第十二条第四項中、「第六十三条の三」を、「第九十七条」に改める。

(義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則の一部改正)
 第十八条 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則(昭和三十一年文部省令第二号)の一部を次のように改正する。
 第七条第一項中、「第百七条」を、「附則第九条」に改める。
 第一号様式(注)1中、「黴疹陰嚙」を、「黴疹陰嚙」に改める。

(就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則の一部改正)
 第十九条 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則(昭和四十一年文部省令第三十六号)の一部を次のように改正する。
 第一条中、「第二十三条(法第三十九条第三項で準用する場合を含む。以下同じ。)」を、「第十八条」に、「子女」を、「子」に改める。
 第三条第二号中、「第二十三条」を、「第十八条」に改める。
 第八条第三項中、「第六十三条」を、「第九十五条」に改める。

(学校法人会計基準の一部改正)
 第二十条 学校法人会計基準(昭和四十六年文部省令第十八号)の一部を次のように改正する。
 第十三条第三項中、「第六十八条」を、「第百三条」に改める。
 (教員資格認定試験規程の一部改正)
 第二十一条 教員資格認定試験規程(昭和四十八年文部省令第十七号)の一部を次のように改正する。
 第二条の表幼稚園教員資格認定試験の項を削り、同表小学校教員資格認定試験の項の前に次のように加える。

幼稚園教員資格認定試験	幼稚園教諭一種免許状
第三条中第三項を削り、第二項を第三項とし、第一項を第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。 幼稚園教員資格認定試験を受けることができる者は、次に掲げる者で文部科学大臣が定める資格を有するものとする。 一 大学に二年以上在学し、かつ、六十二単位以上を修得した者 二 前号に掲げる者のほか、高等学校を卒業した者又は教育職員免許法施行規則第六十六条各号の一に該当する者で、受験しようとする幼稚園教員資格認定試験の施行の日の属する年度の四月一日における年齢が満二十歳以上のもの	

第九条第一項の表中	
幼稚園教員資格認定試験	五千六百円
小学校教員資格認定試験、高等学校教員資格認定試験又は特別支援学校教員資格認定試験	七千六百円

を	
幼稚園教員資格認定試験	七千六百円
小学校教員資格認定試験、高等学校教員資格認定試験又は特別支援学校教員資格認定試験	五千六百円

に改める。